

# 発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の 地域移行・定着の実態と支援に関する調査研究

—— 全国の保護観察所・更生保護施設・保護司等の調査から ——

内藤 千尋\*<sup>1</sup>・田部 絢子\*<sup>2</sup>・高橋 智\*<sup>3</sup>

特別ニーズ教育分野

(2017年9月26日受理)

## 1. はじめに

現代の子どもたちは急激な社会変化、家庭の経済的格差や養育困難の拡大のなかにおかれている。小野川ほか(2016)は、子どもの自律神経失調・心身症、抑うつ・自殺、不登校・ひきこもり・中途退学などの心身の発達困難、いじめ・暴力・被虐待、触法・非行などの多様な不適応の問題は決して特殊ではなく、子ども全体の問題であること、そしてその根底にある「育ちと発達の貧困」の解消こそ不可欠な課題であることを指摘している。

このことは出野(2007)が、中学生に対する大規模調査において17%あるいは25%にCBCL(Child Behavior Check List)で把握される不適応行動(引きこもり、身体的訴え、不安/抑うつ、社会性の問題、思考の問題、注意の問題、非行的行動、攻撃的行動)が見られたことを挙げ、精神疾患に限定しない問題を持つ子どもが多く存在し、ケアの対象とすることの必要性、重要性を示している。また生徒の規律違反や「問題行動」の背景に、学校が教育放置・学習空白や家庭の「貧困」などによる多様な発達困難や家庭状況の困難等を把握できていない可能性が指摘されている(竹本ほか:2016)。

筆者らはこれまで「少年非行・矯正教育における発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の実態と発達支援に関する実証的研究」に取り組み、児童自立支援施設・自立援助ホーム等の児童福祉関係施設や、少年院や少年鑑別所への調査研究を進めてきた。それらの調査研究からは、発達に困難を有する子どもは児童養護施設・児童自立支援施設や少年院でも注目されているが、なかでも「いわゆる非行児童」が減り、非社会的タイプが目立つ傾向にあることや、少年院では発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年に着目され、支援上の課題が変化してきていることを明らかにしてきた(高橋・生方:2008, 横谷・田部・内藤・高橋:2012, 高橋・内藤・田部:2012, 内藤・田部・高橋:2013, 内藤・高橋・法務省矯正局少年矯正課:2015, 高橋・内藤・法務省矯正局少年矯正課:2016)。

また、少年院および少年鑑別所における発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の実態と支援に関する調査研究からは、「発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年と非行の関係」は決して直接的でなく、貧困・劣悪な家庭環境・養護問題、虐待・ネグレクト、愛着障害、いじめ・体罰等の二次的障害として非行に至る可能性が示された。

発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年にとっては、就労・社会的自立までに学校・教育機関で教科学習や対人関係、基本的生活スキル等について、多様な集団活動やインターンシップの経験を通して身につけていくことが不可欠である。そのために、少年院等の出院後の重要な進路として、高校・特別支援学校高等

\*1 松本大学 教育学部専任講師, 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科博士課程 発達支援講座

\*2 大阪体育大学 教育学部准教授, 東京学芸大学非常勤講師

\*3 東京学芸大学 特別支援科学講座 特別ニーズ教育分野 (184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1)

部・専修学校高等課程等の後期中等教育あるいは継続教育・職業教育・高等教育（専修学校専門課程，職業訓練校，職業能力開発校，短大・大学）への進学が望まれ，受入先の確保を始め，教育・発達支援の機会をいかに保障していくのが焦眉の課題とされた。

さて，「犯罪をした人又は非行のある少年が，実社会の中でその健全な一員として更生する」ことを目的とする更生保護・保護観察処分に関して「犯罪白書平成28年版」によると，21,074名の少年が保護観察の対象であり，少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比は以下の図の通りである（図1）。

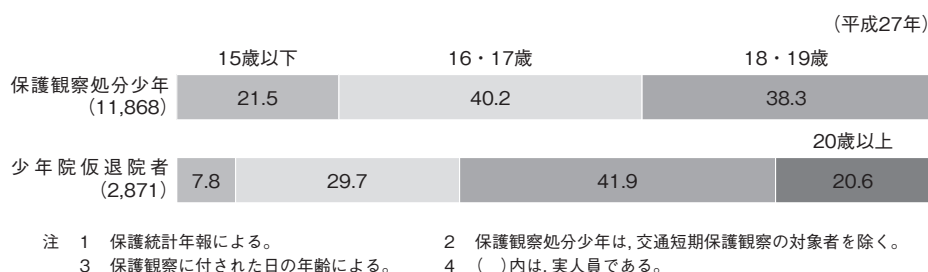


図1 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比（法務省：2016「犯罪白書平成28年版」より引用）

少年院等からの地域移行支援に関しては，少年院法の抜本的改正（2015年施行）により，施設内処遇の充実のみならず，少年院でも「社会復帰支援」（第44条）や「退院者等からの相談」（第146条）に対応することが明記された。少年院等に社会福祉士や精神保健福祉士が配置される等，福祉との連携も進められている。青少年の非行・再犯防止では，保護観察所・保護司の取り組みのほか，学校や警察・青少年サポートセンター，児童相談所等が連携をはかり，見守り・居場所作りや不良集団からの離脱等を支援している。最近では「セカンドチャンス！」等の自助団体によるサポートの輪も広がりつつある。更生保護においても近年では保護司に向けての発達障害等に関する研修も開催されるなど，現代の子どもの発達面により着目した支援が重視されてきていることが推察される。

非行・犯罪の周辺領域にいる発達障害等の発達上の課題・困難を有する青少年の再非行防止・社会的自立と彼らの成長・発達に向けた支援を構築していくためには，矯正施設・保護観察所・更生保護施設と家庭・学校・地域等の関係機関による連携のもと，本人の「声・ニーズ」を大切にしながら継続的な支援が不可欠である。

本稿では，全国の保護観察所職員・更生保護施設職員・自立準備ホーム職員・保護司への調査を通して，発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年が社会的自立・地域移行をするうえで抱える困難・支援ニーズの実態を検討し，社会的自立・地域移行，再非行防止に向けた課題を明らかにすることを目的としている。なお本研究の実施および調査結果の整理・分析に際しては，法務省保護局観察課より多大な協力・支援を受けている。

## 2. 方法

本調査は，全国の保護観察所・更生保護施設・自立準備ホームの職員，保護司を対象に訪問面接法調査を実施した。調査項目は，①「生活環境の調整（特別調整含む）における困難・ニーズ」，②「発達上の課題・困難を有する保護観察処分少年および少年院仮退院者等（20歳代の保護観察対象者を含む）の困難・ニーズと支援状況（困難・ニーズ，支援内容，専門性の確保）」，③「関係機関連携（矯正施設，更生保護施設，自立準備ホーム，保護司，学校・地域，地域生活定着支援センター，その他の関係機関等）の具体的な内容」，④「発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年への社会的自立・地域移行の支援の課題」を設定した。なお，「発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年」とは，20歳代の若年者を含む発達障害・軽度知的障害の診断を有する少年のほか，発達障害・軽度知的障害が疑われる，あるいは発達困難が認められる少年を指している。

調査期間は2016年7月～2017年1月である。本調査に際しては，法務省保護局観察課と本調査研究の統括責任者の高橋智東京学芸大学教授との事前協議（調査協定書及び調査ガイドラインの作成等）を行い，プレ調

査により項目を設定した。そして、保護局より事前の事務連絡を全保護観察所（駐在官事務所は管轄の観察所が統括）宛に発信していただき、その後、調査担当者からの電話連絡により日程等を調整した。各保護観察所窓口担当者に回答候補者を選出していただき、面接への参加をもって調査への同意を確認した。面接の実施は原則職種別と考えたが、日時の関係や回答者の希望により、保護司と保護観察官等、職種の異なる回答者同席による面接も行った。

調査結果の分析は、①調査時のメモ記録をもとに文字データの作成、②共同研究者2名以上同席による検討によるコード化、③質問項目ごとのコードについて、当該分野の先行研究である全国少年院調査・全国少年鑑別所調査・全国児童自立支援施設調査（内藤・田部・高橋：2013、内藤・高橋・法務省矯正局少年矯正課：2015、高橋・内藤・田部：2012、高橋・内藤・法務省矯正局少年矯正課：2016）で得られたカテゴリーを参考にして、本調査結果のカテゴリー分類を行った。

なお本分析では、一部の調査項目に関して回答者内訳を算出している。他職種同時回答においては、両者が同対象少年に対して回答を補いあっている場合、回答者ごとの発言を明確に分けることが難しいため、回答者が明確に分けられるもの以外は「分別不可」として算出している。

### 3. 結果

調査はプレ調査を含め全43回実施され、延べ70名（内訳：保護観察官31名、保護司19名、更生保護施設職員10名、自立準備ホーム職員9名、その他：保護観察対象者が入所中の障害者施設職員1名）から回答を得た。実施場所および各回の回答者内訳は表1のとおりである（実施場所のアルファベットは管轄の保護観察所を示し、横列が同時実施人数を示している）。なお調査結果において、各調査項目におけるコード数は、同一回答者による複数回答を含む総回答の数をコード数として示している。

表1 面接実施場所及び回答者内訳

通しNo.	実施場所	保護観察官	保護司	更生保護施設職員	自立準備ホーム職員	その他
1 (プレ)	保護観察所 (A)	1名	1名			
2 (プレ)	更生保護施設 (A)			2名		
3	保護観察所 (B)	2名				
4	自立準備ホーム (C)				1名	
5	保護観察所 (D)			1名		
6	保護観察所 (D)	1名				
7	保護司職場 (E)		1名			
8	保護観察所 (C)			1名		
9	保護観察所 (C)	1名				
10	駐在官事務所 (F)	1名	1名		1名	
11	保護観察所 (G)		1名			
12	保護観察所 (G)	1名				
13	保護観察所 (H)	1名	1名			
14	更生保護施設 (I)			1名		
15	保護観察所 (I)		1名			
16	保護観察所 (I)	1名				
17	自立準備ホーム (I)				1名	
18	自立準備ホーム (J)				1名	
19	保護観察所 (J)	1名				
20	保護観察所 (J)			1名		
21	保護観察所 (K)	1名	1名			
22	保護観察所 (D)		1名			
23	保護観察所 (D)	1名				
24	保護観察所 (L)	1名	2名	1名	2名	
25	保護観察所 (M)	1名				
26	保護観察所 (N)			1名		
27	更生保護施設 (N)				2名	
28	保護観察所 (O)				1名	
29	保護観察所 (O)	1名	1名			

通しNo.	実施場所	保護観察官	保護司	更生保護施設職員	自立準備ホーム職員	その他
30	保護観察所 (O)	1名		1名		
31	駐在官事務所 (N)	1名	1名			
32	保護観察所 (P)		1名			
33	保護観察所 (P)	1名				
34	保護観察所 (P)	1名				
35	グループホーム (対象者入所) (Q)	1名	1名			1名 (グループホーム職員)
36	保護司指定場 (R)		1名			
37	更生保護施設 (S)	1名		1名		
38	駐在官事務所 (T)	2名	1名			
39	駐在官事務所 (T)	2名				
40	保護観察所 (U)	1名	1名			
41	保護観察所 (V)	2名	1名			
42	保護観察所 (W)	1名				
43	保護観察所 (X)	2名	1名			
		31名	19名	10名	9名	1名
	延べ数	70名				

### 3. 1 生活環境調整・働きかけ内容

「生活環境の調整（特別調整含む）における困難・ニーズ」に関する質問項目に対して、調整内容および本人・保護者や関係機関への働きかけとして「関係機関連携」21コード、「本人との調整」17コード、「関係者調整（保護司等）」13コード、「家族との調整」5コード、「情報収集・伝達」4コード、「受け皿」の確保調整1コード、「その他」1コードの全62コードが挙げられた。

表2 「生活環境調整・働きかけ」内容（コード数）

カテゴリー	コード数 (n=62)
関係機関連携	21
本人との調整	17
関係者調整	13
家族との調整	5
情報収集・伝達	4
受け皿	1
その他	1

#### 3. 1. 1 関係機関連携

生活環境調整に関わる「関係機関連携」では「専門家に診てもらおう・医療機関などにつれていく」ことが5コード回答された。とくに更正保護施設職員からは、少年院や刑務所等に入所中の面会の様子から必要性が感じられた場合に、本人又は保護者の同意のもと早い段階で専門家にみてもらうことが行われていた。同様に、環境調整の段階で発達障害等の傾向が見られた際に、「福祉的支援・地域生活定着支援センター」（3コード）に介入してもらうこともある。

回答した保護観察所では、特別調整の関連で地域生活定着支援センターと積極的な連携体制を図ることで、特別調整とはならない事例でも専門的知識や助言を得るような関わりが挙げられた。また同様に、一般的な環境調整対象者であっても何かしらの困難が見られる場合、保護観察所内に配置されている社会復帰調整官の専門的知見やネットワークを活用できるシステムをとっていることが回答された。その方法をとることにより、担当観察官が一人で抱えることなく、よりスムーズな支援につながりやすいことがうかがえた。

少年院仮退院後の保護観察対象者の場合、帰住先について少年院からの積極的な開拓・提案が行われていることも（3コード）回答されている。とくに保護者の引受けが困難な状況に対して、少年院と保護観察所が連携を図ることで、「並行調整」（1コード）を進めながらより少年に適した生活環境の調整が進められていた。

更生保護施設職員による調整・支援では「生活保護手続等の同行支援」（2コード）が回答された。更生保護施設や自立準備ホーム等の場合、就労の可能性や障害等の程度により入所・受入ができない場合もあること

も現状として挙げられ、その際には「福祉事務所などにつなげる」ことで他の支援が受けられるような配慮がとられていた（1コード）。

保護観察処分中であることを学校等に報告するかについては、本人・保護者の意思が尊重されており、公表しても問題ないとされた場合には保護観察官や保護司が学校側と対応について協議していることも挙げられた（1コード）。

表3 「関係機関連携」の内容（コード数）

	全体コード数 (n=21)	内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
専門家に診てもらい・医療機関などにつれていく・調整する	5		3	0	2	0	0
少年院側が帰住先を開拓・提案	3		1	0	0	2	0
福祉的支援・地域生活定着支援センターの早期介入	3		1	1	0	0	1
生活保護手続等の同行支援を行う	2		0	0	2	0	0
就労支援は施設入所後に引き継ぐ	2		0	0	1	0	1
修学支援は特にしていなかった	1		0	0	0	1	0
ハローワークに繋げる（福祉対応含む）	1		1	0	0	0	0
施設受入が難しい場合に福祉事務所などに繋げる。	1		0	0	1	0	0
通常の生活環境調整対象者でも困難がある場合に社会復帰調整官の助言が得られるシステムを設けている	1		1	0	0	0	0
並行調整を進める	1		0	0	0	1	0
学校との調整	1		0	0	0	1	0

### 3. 1. 2 本人との調整

本人との調整に関して、少年院等に事前に面接に行くことが10コード回答された（n=17コード）。とくに更生保護施設では、書面の情報だけでは困難や状況が分かりにくいことから、実際に対象者に会った上で受入れの可否や本人のニーズ把握が行われていた。

また更正保護施設では集団生活が中心となるため、入所前に生活のルールを本人と確認していることが2コード挙げられた。本人に課題を明確にすることや、障害受容や障害者手帳取得にむけた説明も保護観察官から2コード回答された。

表4 「本人との調整」回答内容（コード数）

	全体コード数 (n=17)	内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
入所希望先の職員や保護観察官が本人のもとに面接に行く	10		2	1	4	3	0
施設でのルールを本人と確認する	2		1	0	1	0	0
障害告知や障害者手帳の取得について本人に話をする・調整する	2		2	0	0	0	0
本人との会話を通してニーズを聞き出す	1		0	0	1	0	0
最低限の生活と不安を取り除いた環境を提供するように調整する	1		0	0	1	0	0
課題を明確化させた	1		1	0	0	0	0

### 3. 1. 3 関係者調整

処遇に関わる関係者との調整については、とくに保護観察官から「保護司とのマッチングの丁寧な検討」が大切な調整として9コード回答された（n=13コード）。それまでの環境による自己肯定感の低下が見られる少年に対しては比較の見守る体勢が強い女性保護司とマッチングさせるなど、個々の特性やニーズに合わせたマッチングが行われていた。施設の受入に関しては、更正保護施設から「受入検討会議」が挙げられた（2コード）。

その他、保護観察官による少年との初回面接の様子を保護司に伝えることで、具体的な対応事項や保護司の不安を軽減させることも1コード回答されたが、実際には多くの保護観察対象者が何かしらの支援を必要としていることがほとんどであり、「障害の有無で調整方法が変わるわけではない」ことも1コード回答された。

表5 「関係者調整」回答内容 (コード数)

	全体コード数 (n=13)	内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
保護司とのマッチングを丁寧に検討する	9		5	1	0	3	0
施設職員複数で受入検討会議を行う	2		0	0	2	0	0
初回面接の様子を保護司に伝える	1		1	0	0	0	0
調整方法は障害の有無で変わらない	1		1	0	0	0	0

### 3. 1. 4 家族との調整

家族自身が疾患や貧困状態であるなど、引受状況が必ずしも良好ではない場合があるため、保護観察官が本人と保護者の間に入り、「家族調整を行っている」ことが3コード回答された。具体的には、本人と保護観察官・保護司の面談の際に保護者にも同席してもらうことで、保護者の理解や協力を得るような配慮や本人が保護者に伝えたいことをサポートする方法が挙げられた(2コード)。

表6 「家族との調整」回答内容 (コード数)

	全体コード数 (n=5)	内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
家族調整を行っている	3		3	0	0	0	0
本人・保護者・保護司等で面談を行う。保護者との間を調整する	2		1	1	0	0	0

### 3. 1. 5 情報収集・伝達

一般に少年鑑別所や少年院から「少年調査記録」として情報が届くことになっているが、疑問な点や不十分な情報について保護観察官や更正保護施設職員から矯正施設にさらに問合せを行い、より詳細な把握に努めていることが4コード回答された(表7)。その他、児童養護施設等への入所経験がある場合には施設からの情報収集、少年や状況に応じて保護者との面会の様子からも情報を収集している。

表7 「情報収集・伝達」回答内容 (コード数)

	全体コード数 (n=4コード)	内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
保護者や少年院・児童福祉施設から情報収集する	4		3	0	1	0	0

### 3. 1. 6 受け皿・居場所に関する調整

生活環境調整をしていくなかで、修学や就労がすぐにできない可能性も踏まえて、就労や修学以外の「日中の活動先を探す」ことが保護観察官から1コード回答された。その他、保護者との関係から少年本人が危険な状況に置かれる可能性がある事例では、具体的な対応策を関係者間で検討し、本人とも共有したことが1コード回答された。

次に、上記のような生活環境調整を行うなかでの困難・ニーズとして、以下の内容が回答された。「環境調整に入る段階以前で障害に気付かれていない・診断されていない」(1コード)、「保護者が必要な情報をもっていない」(1コード)ことが調整のための時間と労力が必要となっていた。

また、情報収集・情報伝達に関して「他からの情報・これまでの他機関での情報が細切れになってしまう」(2コード)、例えば保護観察官が「少年の障害特性や発達の困難さを感じても本人に直接伝えることが難しい」状況2コードが回答された(2コード)。保護司等からは「少年の情報が一部しか届かない」(5コード)ことも調整や対応を検討するにあたっての困難・ニーズとして挙げられた。

少年の多くは家族が引受け先となるが、「受け皿」に関しては、そもそも「受入意思が固まらない(保護者も疲弊・困っている)」状況(12コード)、保護者の子どもに対する「障害理解の困難さ」(6コード)があり、家族のもとへの帰住を優先するかの判断や特別調整に繋げにくい状況が各1コード回答された。その他、更生保護施設や自立準備ホームの場合には「障害が重度の場合」(3コード)や「未成年の施設受入が難しい」(4

コード) こと, 「福祉施設への体験入所調整が難しい」(1コード) ことが回答された。

関係機関のうちとくに「福祉と繋がっていない」(1コード) も生活環境調整に影響しているほか, 成人対象者も受け持つことから保護観察官自身が「少年一人に対してかけられる時間の少なさ」(1コード) も改善すべきこととして挙げられた。

### 3. 2 対象者の困難・ニーズ

本調査では回答者がこれまでに担当した事例を中心に回答いただいたため, 実際には, より多様かつ困難度が高いと関係者が捉える困難・ニーズも推測される。回答ではエピソードにもとづく本人の困難・ニーズや支援者の困難さが挙げられたが, それら408コードをカテゴリー分類し, 「生活面」「対人面」「周囲の理解」「認知・理解・学力」「復学・進学・就労」「支援体制」「その他」とした(表8)。

表8 困難・ニーズのカテゴリーとコード数

カテゴリー	コード数 (n=408)
生活面	113
対人面	104
周囲の理解	60
認知・理解, 学力	52
その他(家庭環境・家族関係の困難さ他)	32
復学・進学・就労	30
支援体制	17

#### 3. 2. 1 生活面の困難・ニーズ

生活面における困難では, 給与などをお金をただ使ってしまうことや, 金品を媒介として他者との関係を持つとすることなどから起こる「金銭管理等の金銭問題」が自立生活をめざす上での大きな困難として回答された(15コード)。とくに更生保護施設や自立準備ホームなどの集団生活では, 「基本的な生活スキルの未修得」(14コード), 「無断外泊・外出」(8コード), 「集団生活でのルールが守れない」(6コード) ことにより職員が対応に追われていることが挙げられた(表9)。

「不安が強い」(6コード), 「劣等感の強さや自信のなさ」(7コード) も就労等への困難な要因となっている。また多様な「不安・緊張・抑うつ・ストレス」等から, 不定愁訴と見られがちな「身体症状(頭痛・吐き気・腹痛・だるさ・身体痛等)」(8コード), イライラして眠れないなどの「睡眠困難」(2コード) を訴える少年もおり, 疲れを取るために1日3回の入浴を求めている少年の様子が更生保護施設職員から挙げられた。多様な不安・緊張・抑うつ・ストレス等からくる身体不調の訴えに対して, そのような理解ではなく「注目してもらえない」「しんどいことをアピールしたい」と捉え, 「実際に痛いのかは分からない」という回答も挙げられた。

「生活に対する動機付け」に関して更生保護施設職員等からは「見通しがうまくもてない」(3コード) ことで目の前のことしか考えられず, 今後の準備などができない困難さ, 自分のやりたいことを優先してしまい, そのために嘘や言い訳をしてしまうことなどが回答された。本人は意欲そのものはあるものの, 実際の行動との間に大きなズレを感じている回答も挙げられた。

#### 3. 2. 2 対人面の困難・ニーズ

とても困っているが適切に「助けを求められない」(13コード) ことにより「暴言」「防衛的行動」に至り, 「対人トラブル」(12コード) につながっていること等が回答された。「コミュニケーションの苦手さ」(18コード), 職員の言うことを聞かなくなる, 保護司の反応を試すといった「お試し行動」(4コード) の背景には「大人への不信感」(7コード) が関わっていることが考えられ, そのことは「防衛的反応・他罰的行動」(10コード) にも繋がっているが, そうした対人トラブルは就労の継続困難という問題も引き起こしている(表10)。

とくに更生保護施設職員から, 「怒りの沸点が低い」ために大した内容ではないことでキレてしまう様子が挙げられた。更生保護施設職員の回答から「入所する他の少年のほとんどが課題を抱えており支援が必要だが, 彼らが対象となる少年を『障害児』とからかうことなどでトラブルが発生している」状況も説明され, 支

表9 「生活面」の困難・ニーズ (コード数)

	全体コード数 (n=113)	回答者内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
金銭管理等の金銭問題	15		3	1	8	3	0
基本的な生活スキルが習得できていない	14		4	3	7	0	0
無断外出・外泊	8		0	2	6	0	0
身体症状 (頭痛, 腹痛, だるさ, 吐き気など)	8		1	0	5	2	0
劣等感が強い, 自信がない	7		0	3	2	1	1
集団生活でのルールが守れない	6		1	0	5	0	0
不安が強い	6		2	1	1	2	0
多動・衝動性が高い	6		2	2	1	1	0
感覚過敏・低反応等による困難さがある	5		1	0	3	0	1
不安等を不適切な方法で表現する	4		3	0	1	0	0
生活に対する動機付けが困難	4		1	0	3	0	0
適切な行動に結びつかない	3		1	1	1	0	0
見通しがもてない	3		0	0	3	0	0
不適切な行動がある (窃盗, タトゥーなど)	3		0	0	2	1	0
規範意識が低い	3		0	2	1	0	0
こだわりが強い	2		0	0	2	0	0
ネット・ゲームへの依存	2		1	0	1	0	0
手帳未取得	2		0	1	0	1	0
身体の不器用さ	2		0	0	2	0	0
睡眠困難	2		1	0	0	1	0
本人が障害のせいにしてている	2		0	1	1	0	0
好き嫌いが多い	1		0	0	1	0	0
自己肯定感の低さ	1		0	1	0	0	0
不安・ストレスに対する不適切な方法	1		0	1	0	0	0
とにかく話を聞いてほしくて話しかけてくる	1		0	0	1	0	0
現実とのギャップが大きい	1		0	0	1	0	0
幻聴等がみられる	1		0	0	0	1	0

表10 「対人面」の困難・ニーズ (コード数)

	全体コード数 (n=104)	回答者内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
コミュニケーションがうまくとれない	18		3	4	4	7	0
困っている事を伝えられない (言語化できない), 助けを求められない	13		5	2	1	5	0
対人関係トラブル	12		5	2	3	2	0
愛着関係の困難さ	10		2	1	6	1	0
防衛的反応・他罰的	10		2	3	5	0	0
大人への不信感	7		1	1	4	1	0
暴言・暴力	7		3	2	0	2	0
異性への不適切な行動	5		2	0	2	1	0
お試し行動	4		1	1	1	1	0
相手の話を聞けない, 一方的に話す	4		1	1	2	0	0
居場所がない, 居場所を求めている	4		0	1	1	2	0
都合が悪いと嘘をつく	3		0	1	2	0	0
本人との関係性をつくるのに時間がかかる	2		1	0	0	1	0
家族との面会希望	1		0	0	1	0	0
他者への依存	1		0	1	0	0	0
予想外の行動をする	1		0	1	0	0	0
感情のコントロールが難しい	1		0	0	1	0	0
精神的な幼さ	1		0	0	0	1	0

援の必要性が高いことが推察された。

対人関係の困難には「愛着関係の困難さ」(10コード)を有している少年への対応の難しさも回答されている。彼らの多くが保護者や家族と不仲であり、家庭が安心できる場ではないことで「安心できる居場所」を求めていることが回答された (n=104コード)。



### 3. 2. 3 「周囲の理解」に関する困難・ニーズ

発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年においては、障害特性に起因する問題だけでなく、それまでの劣悪な家庭・生活環境や周囲の無理解により、とくに大人への不信や不適切な行動、自己肯定感の低さなどの二次的困難さを有していることが多い。

回答からは、とくに「保護者の受止めや障害理解の困難さ」(17コード)から、適切な支援機関などへ繋げにくいことや本人との関係がうまく修復されていないことが回答された(表11)。次いで、「保護者以外の関係者の無理解・誤解等による困難さ」(14コード)も挙げられた。「少年から困っていることを話してくれない」「切迫感が感じられない」「何を考えているかわからない」「困っていない」と話すなど、本人の困難を周囲が気づきにくい状況が関係している。

保護者自身のこだわりの強さや行動特性から少年本人と折り合えず、また保護観察官や保護司が少年の特性や課題について保護者への説明において苦慮している回答が挙げられた。更生保護施設・自立準備ホームの職員からは、本人の特性を理解する一方で、「他の利用者への影響・配慮から個別の対応が難しい」ことが回答された(3コード)。

また「障害を有する人は、本来は『失敗が許される環境』において成長していくべきなのに、保護観察で関わる障害を有する少年は失敗が許されない。そのため、どうしても失敗させないように職員は対応する」ことや、「少年院にいる間に考えたことや発言は嘘ではないはずだが、出たあと本人が立てた目標が高すぎて、ひとつの小さな失敗で崩れてしまう。少年たちも更生を急いでしまう。急いで解決を求めてしまう」ことが挙げられた。

少年の理解に関する困難・ニーズに関連して、保護観察官や保護司が少年の困難さを把握することがそもそも困難である状況のほか、更生保護施設等職員においても少年との関係構築がうまくできずに、本人自身に関することや本人が困っていることに関する情報を得ること自体が難しく、「日常で困っていることやトラブルを周囲が把握できない」ことも7コード回答された。

表11 「周囲の理解」に関する困難・ニーズ (コード数)

	全体コード数 (n=60)	回答者内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
保護者の受止め・理解の困難	17		5	5	2	5	0
保護者以外の無理解・誤解による困難さ	14		6	3	1	2	2
家庭自体が困難な状況にある	9		2	3	2	2	0
本人は困っていない(困っていないと言う)	7		2	2	2	1	0
日常で困っていることやトラブルを周囲が把握できない	7		2	0	3	2	0
施設内での個別対応が難しい	3		1	0	2	0	0
失敗が許されない環境におかれている	2		1	0	0	1	0
特性なのかどうかの判断が難しい	1		0	1	0	0	0

### 3. 2. 4 認知・理解, 学力の困難・ニーズ

「障害者として扱われたくない」といった「障害理解・受容ができていない状況」(8コード), 「自己理解」の困難さ(7コード)など、少年本人が自身の発達上の課題・困難に気付いていないため、支援を受け入れられない状況が回答された。また自分が安心できる環境を強く求める「自分ルール」が強いため、保護司の助言や促しの効果が見られず、保護司が苦慮していることが回答された。

多くの少年が将来の夢や希望を持たず、「将来のことを具体的に考えられない」(6コード)ことも確認された。その背景には日常生活スキルと一般常識の未習得や被虐待による影響のほか、見通しや具体的な目標設定の段階で、そもそもの目標が「お金をためて更生保護施設等を出ること」のみにとどまっていることで、施設を出た段階で目標達成となってしまう、翌日から仕事に行かなくなる状況も挙げられた。

「学力や理解力の低さ」も7コード回答された。学校での授業に参加してこなかったことによる学習空白(2コード)等が影響していることは予想されるが、「職員や保護司が内容を噛み砕いて説明をしても理解が難しく説明に時間がかかる」「分かったふりをしてしまう」等の困難が挙げられた。

表12 「認知・理解、学力」のカテゴリーとコード数

	全体コード数 (n=52)	回答者内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
自己ルールや思い込みで動く	10		2	5	2	1	0
障害の理解・受容ができていない	8		3	2	3	0	0
学力の低さ、理解力の低さ	7		1	2	2	1	1
自己理解の困難さ	7		4	2	0	1	0
将来のことを具体的に考えられない	6		1	2	1	2	0
誤学習	3		1	1	1	0	0
判断能力が低い	2		0	1	1	0	0
面接時間や約束したことを覚えられない・間違える	2		0	1	1	0	0
学習空白	2		0	1	1	0	0
周囲の視線を気にしない(客観的に見ることが困難)	2		0	0	2	0	0
遵守事項の理解困難	2		1	0	0	1	0
職員の話を理解できない	1		1	0	0	0	0

### 3. 2. 5 修学・就労の困難・ニーズ

復学・進学等の支援はケースとして少なく、ほとんどが就労を目標とした事例であった。就労に関しては年齢・学歴、本人の特性の問題だけでなく、非行経験・保護観察中であることを理由に就労先から断られるケースも含めた「就職困難」が9コード回答された。

協力雇用主やハローワーク等を活用しての就労なども支援されているが、就職後、「職場での対人関係トラブル」、面接時と実際の作業能力のギャップ、なかには本人の「感覚過敏」などの発達特性により職場が限定されてしまうことや、睡眠困難・起立性調節障害等で朝起きられないことなどを要因とした「就労の継続が困難」であることが19コード回答された。就労の継続困難は、とくに自立が求められる更生保護施設において困難として挙げられる割合が高い。

就労が困難である背景には、規則正しい生活が難しい、決められた時間に起きられない、履歴書が書けない、対人関係の困難さを本人が感じていることから就職や修学に消極的であることも要因として回答された。

表13 修学・就労の困難・ニーズ (コード数)

	全体コード数 (n=30)	回答者内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
就労継続の困難	19		5	5	7	2	0
就職困難	9		3	1	4	1	0
学習障害の傾向	1		0	0	0	1	0
学校への不適応	1		0	1	0	0	0

### 3. 2. 6 支援体制の困難・ニーズ

「支援体制・調整の困難」が16コード回答されたが、保護観察官からの回答が多かった(10コード)。具体的には、他機関との方向性や本人とのやりとりの難しさ、学校や就職先の確保と調整、支援体制の構築先にも「教育・障害・発達」に関する基盤ができていない現状が挙げられている。また、保護観察官と連携を図りながら対応方法を検討しているものの、発達上の課題・困難を有している少年に対してどのように対応すべきかが分からずに困っている保護司の声が挙げられた。

また更生保護施設では、これまでの更生保護施設の支援の範囲を超えた専門性・支援が必要とされていることで対応に苦慮している。

表14 支援体制の困難・ニーズ

	全体コード数 (n=17)	回答者内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
支援体制・調整の困難	16		10	2	1	3	0
枠がないと動けない・施設処遇の課題	1		0	0	1	0	0

### 3. 2. 7 その他の困難・ニーズ

その他の困難としてカテゴリー分類した内容から、「家庭環境・家族関係の困難さ」が20コード挙げられた。具体的には、帰住先である家族・保護者との関係性の悪さ、保護者が疲弊してしまい少年との関わりに消極的、家庭が居場所ではないために少年が家から出てしまい保護司の支援や状況把握が難しいことが回答された。

地域に戻ることで「悪い交友関係に流されてしまう」(3コード)、「薬物依存等の影響による困難」も回答された(1コード)。また、矯正施設入所経験であることを本人・保護者が隠したい意志を示していることによる支援・介入の困難も2コード挙げられた(n=32コード)。

表15 その他の困難・ニーズ

	全体コード数 (n=32)	回答者内訳	観察官	保護司	保護施設	分別不可	その他
家庭環境・家族関係の困難さ	20		7	5	4	4	0
悪い交友関係に流されてしまう	3		0	1	0	2	0
矯正施設入所経験を隠したい	2		1	0	1	0	0
告知がされていない	2		0	1	0	1	0
困難度が高い場合は入所自体が難しい	1		0	0	1	0	0
障害の有無による差は無い(取り立てて大変ではない)	1		1	0	0	0	0
薬物依存等の影響による困難	1		0	0	0	1	0
修学のケースは無かった	1		1	0	0	0	0
特別支援学校在籍等のケースは無い	1		1	0	0	0	0

### 3. 3 支援内容

支援内容として179コードが挙げられ、「本人への支援」「対応の視点」「システム」の3つのカテゴリーと支援課題に分類できた。支援内容に関しては発達障害等の特性に対応するというより、目の前にいる少年の困難・ニーズに丁寧に対応している様子が回答された。

表16 支援内容カテゴリー

カテゴリー	コード数 (n=179)
本人への支援	95
対応の視点	63
システム	21

#### 3. 3. 1 本人への支援

本人の支援では「本人の話をまずは丁寧に聴く」15コードことがもっとも多い支援として回答された(表17)。とくに保護司による支援として多く回答されており、保護観察官と保護司が役割分担をしながら、本人の不安やストレスを聞いていることが挙げられた。

少年本人の話を聴くことでは「困っていることを本人に確認する」3コードことが行われている。「時間はかかるしスムーズにはいかないが、たくさん話を聞いているなかで、本人がたくさん話すことで、本人が自分自身について整理・自己理解できる」状況や、そのようなやりとりを通して、本人から「SOS」の連絡が来るようになった事例が報告された。

対象者の理解力等に応じて具体的に一つひとつ教えていくこと、また理解できているかの確認も行われている。保護観察後の生活を考え、「金銭の把握・管理を本人とともにやる」(5コード)などのほか、「タイミングをみて障害者手帳の取得や福祉サービスの利用について勤めている」(5コード)などのケースもある。

福祉サービスや障害者手帳取得、障害の理解・受容は、強制できるものではないため、まずは本人との信頼関係を築きながら、「タイムスケジュールや日記」等の記録を通して、本人が自身の特性や状況を振り返ることができるような機会の提供が行われていた。さらに、少年の特性や困難を把握しながら、「本人の視点を変えるように話をする」ような働きかけが行われている(4コード)。

表17 本人への支援

カテゴリー	コード数 (n=95)
本人の話 まずは丁寧に聴く	15
具体的に一つひとつ教えていく、確認する	6
分かりやすく噛み砕いて説明する、質問する	6
金銭の把握・管理を本人とともに行う	5
タイミングをみて特性や手帳取得を勧める	5
本人の視点を変えるように話をする	4
本人の趣味や希望をきっかけにする	4
振り返る機会、考える機会を与える	4
タイムスケジュールや日記等で可視化させるようにした	4
ルールの範囲内で本人の希望を認める	4
自立・生活能力を高めることを意識する	3
困っていることを本人に確認する	3
本人が選択・決定できるようにする	3
職員間の情報共有	3
施設側でお金の管理をする	2
礼儀を教える	2
具体的な課題を伝える	2
目標を持たせるようにする	2
事前情報と面接に応じて対応内容を検討する	2
ある程度責任能力をもたせるようにする	2
同年代同士の関わりの機会を与える	2
段取りを決めて話をする	2
学習支援・基礎学力の定着	2
福祉サービスの具体的な方法を伝える	1
「手助けをする」ことをわかりやすく伝える	1
来訪時に本人が不便の無いようにする	1
苦手意識が強い内容に逐一触れないようにする	1
繰り返し説明する	1
自己肯定感があがるような働きかけをする	1
まずは信頼関係をつくる	1
居場所作り	1

### 3. 3. 2 対応の視点

職員が対象者と関わるなかで最も重要とされていたことが「障害者としてみない」「一人の人としてみる」「特別扱いしない」ということであった(表18)。環境を整え、本人が安心して失敗できる環境を設定し、多様な経験をさせることが回答として挙げられた。そのためには「受容的な関係で関わる」ことや、「得意なこと・良いところに着目して支援につなげる」(2コード)ことが行われていた。

また「生活環境を整える」ことについて、たとえば保護観察官・保護司からは基本的な生活リズム「衣食住」を安定させることの重要性が挙げられ、更生保護施設・自立準備ホームでは「設備を整えることで本人のモチベーションをあげることが大切。アクセスのしやすい場所にホームを建てる。彼らはこれまでに傷ついているので、惨めな気持ちを軽減させ、極力『普通の生活』をさせるように配慮している」ことも回答された。

### 3. 3. 3 システム

いくつかの保護観察所等では支援者を二人体制にして、保護司が本人、保護観察官が保護者を中心にサポートする等、ニーズに応じた手厚い支援体制をめざしていた。また、担当保護観察官や保護司だけで問題を抱え込まず、他機関にも繋げて相談できるようなシステム構築をめざしていることも回答されている。

支援により保護観察対象者の変化や成長・発達の様子も回答された。例えば「仕事などで認めてもらったことが本人の自信につながった」(7コード)、「大人との信頼関係が構築された」(6コード)、「就労に意欲的である」(4コード)、「本人なりになんとかしたいと思っている」(2コード)、「言われたことはやろうとしている」(2コード)、「顔つきの変化」(1コード)などが挙げられた。また、障害の有無ではなく、「根は優しい」(2コード)、「真面目に頑張っている」(1コード)といった少年本来の姿に着目している様子も回答された。上記の回答内容は、調査者とのやりとりのなかで、困難ばかりに目が向きがちだった回答者が、新たな観点で

表18 対応の視点

カテゴリー	コード数 (n=63)
障害者ではなく一人の人としてみる, 特別扱いしない	7
得意なこと, 良いところ着目して支援につなげる	6
職員の価値観をおしつけない	5
家庭的な雰囲気です迎える	5
生活環境を整える	5
受容的な関係で関わる	5
いろいろな経験をさせる	5
保護司と観察官で役割分担	3
やり直しができる場所となるように心掛ける	3
行動を見て困難・ニーズを把握するようにする	3
失敗も受け止め, 諦めずに関わる	3
本人の特性などを周囲に伝える	3
食事の様子から状態を探る	2
困っていることを自覚させるよう意識した	2
上から目線にならないよう意識して話をする	2
問題を未然に防ぐ	1
情報の制限をかける (部屋にテレビを置かないなど)	1
毎回新たな気持ちで面接に臨む	1
教育という視点で関わる	1

表19 システム

カテゴリー	コード数 (n=21)
段階的に自立させていく	4
保護司を二人体制にする	3
福祉支援につなげる	3
面談に保護司にも同席してもらう	2
保護者への調整する	2
抱えこまず他機関にも繋げる	2
(施設内) 担当職員を複数体制にする	1
観察官と密に連携を図る	1
SST等プログラムの実施	1
他の支援機関につなげていく	1
ハローワーク等への同行支援	1

少年を捉え直したことで挙げられたものも多い。

### 3. 4 専門性の確保

職員の発達障害や発達支援に関する専門性の確保に関しては24コードが挙げられ, 6つのカテゴリーに分類された(表20)。保護観察所主催の研修では必ずしも発達障害等がテーマとなるわけではなく, 広く保護司活動等に関わる研修が主となっている。発達障害やそれに類似した困難に苦慮していた保護観察所では, 発達障害の専門家を講師により, 研修がおこなわれていた。

自主研修や専門性の確保については研修機会や理解度に個人差が大きく, 日々の実践の中で同僚職員や福祉職員に相談しながら経験を積んでいることが回答された。とくに保護司に対する発達障害関係も含む専門性研修に関しては認識・理解に差が大きく, 統一して研修を行うことの難しさも回答されている。

表20 専門性の確保 (コード数)

観察所開催の研修への参加	7
日々の支援の中で職員間で学ぶ	7
専門家による研修 (施設・庁舎内)	3
そこまで手が回らない・研修は特にしていない	3
自主研修・自主学習	3
障害・医療・福祉関係施設の見学	1

### 3. 5 機関連携

関係機関連携に関する質問では、「連携先」(88コード)、「連携内容」(39コード)、「困難・課題」(8コード)が回答された。

#### 3. 5. 1 連携先

連携先として市役所(福祉課, 支援課, ケースワーカー)や就労支援関係が最も多く、次いで相談支援事業所や医療機関, 少年院・少年鑑別所が回答された。

表21 連携先

市役所・区役所(福祉課, 支援課, ケースワーカーなど)	12
就労支援センター, ハローワーク, 協力雇用主	12
作業所・相談支援事業所・就労移行支援事業所	8
医療機関	8
少年院・少年鑑別所	7
保健所	5
小・中・高校・教育委員会	5
精神保健等の支援センター	4
地域生活定着支援センター	4
障害者施設	4
特別支援学校	3
子ども家庭支援センター	2
不動産関係者	2
児童相談所	2
当事者支援団体(ダルク, セカンドチャンスなど)	2
更生保護女性会	2
保護者	2
被害者支援団体	1
弁護士	1
刑務所	1
青少年活動センター	1

#### 3. 5. 2 連携内容

連携内容ではケース会議の開催・参加が最も多く行われていた。また、保護司(更生保護施設職員)と保護観察官が密に連携をとることで、より対象者への適切な支援の見直しが行われている。

学校との連携では、例えば特別支援学校在籍生徒について教師・市役所や区役所職員・弁護士での連携会議開催や、中学校等との連携として日頃からの定期的な連絡協議会に参加することで、地域の子ども達・非行少年の状況を把握することの重要性が回答されている。また数は多くないが、連携会議においては本人も参加することで本人への動機付けを行い、改善に向かっていく事例も挙げられている。

表22 連携内容

ケース会議の開催・参加	17
保護司(更生保護施設)と観察官の連携を密に行っている	11
定期的な連絡協議会の開催・参加	5
支援ネットワークに本人も参加する	4
ネットワーク・チームをつくる	1
保護司間での情報共有など	1

#### 3. 5. 3 連携における困難・ニーズ

ケースに応じて必要な機関との連携が図られているものの、実際には機関連携が難しく、担当者間の信頼関係のもとに進められている現状も明らかになった。そのため機関同士として支援システムを構築することが難しく、担当者が替わってしまった際に連携が困難となる可能性が挙げられた。

保護観察関係者が求める支援のイメージと関係機関との実際が異なる場合として、たとえば就労支援の「障

害者雇用枠」の利用と本人への説明・促しにおいてズレが生じていることが挙げられた。

また、本人・保護者が保護観察中あるいは更生保護施設入所中であることを言いたくない場合、より一層関係者との連携が難しくなる。職場や学校などとの連携が困難な状況も報告されている。例えば児童相談所との連携ケースがない、または連携が難しい状況も回答されており、今後の支援ネットワークの見直しと改善が求められている。

表23 機関連携における困難・ニーズ

カテゴリー	コード数 (n=8)
連携が困難、できていない	4
児童相談所・福祉との連携が難しい	2
機関の連携よりは、人と人で繋がっている	1
求める連携・支援の共有が困難	1

### 3. 6 今後の課題

発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の社会的自立に向けた課題として挙げられた164コードは、「システム構築」55コード、「対応の視点」41コード、「地域支援体制」29コード、「移行支援」10コード、「職員体制」9コード、「本人の自立の課題」5コード、「施設における課題」3コード、「家庭の協力」2コード、「その他」10コードに分類された（表24）。

表24 今後の課題

カテゴリー	コード数 (n=164)
システム構築	55
対応の視点	41
地域支援体制	29
移行支援	10
その他	10
職員体制	9
本人の自立の課題	5
施設における課題	3
家庭の協力	2

#### 3. 6. 1 システム構築

「システム構築」55コードでは「機関連携・ネットワークづくり」（10コード）が多く回答され、その際に機関連携を専任とするコーディネーターの役割を担う職員配置の要望も挙げられた（2コード）（表25）。次いで更生保護施設・自立準備ホームへの受入れなど、「受入施設・受け皿の拡充」（5コード）が回答された。国の予算拡大による職員体制の充実も回答されている。

関係機関連携が重要であることは周知の事実であるが、現状では担当者・事例間での繋がりに留まり、機関規模での連携体制の構築が求められている。その他、機関連携・ネットワークに関しては具体的に「保護司が地域と連携を図る」こと、「『点』であった支援を『線』にしていく」ためには「医療機関の紹介・接続」を充実させること、司法と福祉のように元々のアプローチが異なる分野間での事例検討・協議の実施、学校や臨床心理士との連携を図る必要性が回答された。

保護観察期間中には遵守事項が定められ、生活態度・就労状況が確認される。前述のように「本来は『失敗が許される環境』において成長していくべきなのに、障害を有する保護観察中の少年は失敗が許されない。そのため、どうしても失敗させないように職員は対応する」ことから、「安心して失敗できる環境」（4コード）の設定が課題とされた。

また、社会的自立に向けての就労・修学支援に関して、本人の学校での挫折感が強いので困難はあるものの、就労自立に一本化させず、時間をかけて本人の進路希望を確認し、「進路を多様化させる」（3コード）ことや「教育機会の提供」（2コード）を検討していくことも回答された。

そのほか「保護者支援」（3コード）が必要であり、指導助言だけでなく、「保護者が話を聴いてもらえる場」

を整えていくことも課題である。

表25 システム

カテゴリー	コード数 (n=55)
機関連携・ネットワークづくり	10
受入施設・受け皿の拡充	5
国の予算拡大(施設・職員配置等)	5
就労支援の充実	4
同機関の継続的支援・追跡調査	4
安心して失敗できる環境	4
進路の多様化(就労に限定しない等)	3
保護者支援	3
多様な観点からの生活環境調整	3
関係機関のコーディネートを担う職員配置	2
寮併設の職場	2
教育機会の提供	2
機関連携のための役割分担	1
保護観察所所有の入所施設設置	1
気軽に面談できる施設・場所の確保	1
地域生活定着支援センターの充実	1
保護司の確保	1
更生保護施設への障害を有する少年の受け入れ	1
医療機関の紹介・接続	1
更生保護に関する普及活動	1

### 3. 6. 2 対応の視点

「対応の視点」41コードのカテゴリーでは、「障害者手帳取得」(4コード)、「様々な経験をさせる」(4コード)、「支援方法の早期の見極めと見直し」(3コード)、「本人のニーズに合った支援」(3コード)、「本人の障害理解・受容の促進」(3コード)等が回答され、学校段階での早期の介入・対応が求められている(表26)。

障害者手帳の取得は決して「レッテル貼り」ではなく、少年院に入院している間に障害者手帳を取得することで「保護観察所側も区役所などにも会議や支援のことで声をかけやすい」ことや、障害者手帳を活用しながら本人が続けられる仕事を見つけていくことが(4コード)課題として挙げられた。

発達障害等の診断の有無にかかわらず、発達上の課題・困難を有する少年の多くに経験不足による困難さが見られ、彼らの発達や自立に向けた課題として更生保護施設職員からは「少年にもっとお金をかけて多様な経験をさせたい」ことが挙げられ、「障害物を取り除くだけの『お世話』では意味がなく、失敗の経験だけでなく、家族・対人関係や行事等の体験を充実させていく」ことも対応の重要な課題とされた。

また、自分から助けを求めることが難しい少年が大半であるため、「保護観察官や保護司の側がアンテナをはって」彼らの状況を把握し、支援方法についても早期に見極めていくことが求められる。いわゆるグレーゾーンにいる少年の支援の充実のためには、診断の有無にかかわらず、より「本人のニーズにあった支援」をおこなうためにも「本人の話をとにかく聴く」ことや「感覚過敏・身体症状の観点」によって把握し、根気強く時間をかけながら「向き合う」ことが対応の課題である。

その他、「安心できる環境の設定」を行い、具体的な目標を設定・提示することでより課題が明確になり、自己の特性理解や障害の理解・受容を促していくことが課題とされた。

### 3. 6. 3 地域支援体制

「地域支援体制」29コードのカテゴリーでは、少年は保護観察期間後地域で生活していくので「地域住民の理解・協力」(8コード)、「地域における支援者の存在」(6コード)が挙げられた。具体的には「“おせっかい”をしてくれる存在」「認めてくれる人の存在」の必要性、環境を整える前提として更生保護施設等の施設に対する地域理解を促進することが回答された。

保護観察期間終了後にも「定期的に支援できる存在」(4コード)、地域のなかに気軽に立ち寄れる「居場所の提供」(4コード)等が挙げられており、「少年院や更生保護施設を出た後の具体的な支援」を確立していく



表26 対応の視点

カテゴリー	コード数 (n=41)
障害者手帳取得	4
様々な経験をさせる	4
支援方法の早期の見極めと見直し	3
再非行防止の充実	3
本人のニーズに合った支援	3
本人の障害理解・受容の促進	3
具体的な解決手段を教える	2
具体的な目標の提示・検討	2
信頼関係の構築	2
安心できる環境の設定	2
親子関係調整	2
診断がないボーダーの少年の支援の充実	2
本人の話をとにかく聴く	2
子どもを見捨てないこと・向き合う(親, 職員など)	2
感覚過敏・身体症状の観点による本人のニーズの把握	2
将来の夢・希望を持たせる	1
「障害だから」という見方をしない	1
本人の良い所に目を向ける	1

表27 地域支援体制

カテゴリー	コード数 (n=29)
地域住民等の理解・協力	8
地域における支援者の存在	6
定期的に支援できる存在	4
居場所・立ち寄れる場の提供	4
少年院・更生保護施設を出た後の具体的な支援	3
認めてくれる人の存在	3
地域と学校間の連携	1

などの出口支援・継続支援が望まれている。

### 3. 6. 4 移行支援

移行支援として、とくに「福祉への移行・連携」が課題とされた。保護観察中に福祉に繋がり、少しずつ福祉的支援へと移行していくことで、障害者年金や生活保護支援などを活用していくことが求められた。そのためには福祉・医療機関との連携が課題である。

その他、とくに成人で帰住先がなく更生保護施設に一時的に入所しているケースを通して「身分証に準ずる書類の付与」が挙げられる等、住居や生活・就労に関わる手続きがよりスムーズになることが求められている。

表28 移行支援

カテゴリー	コード数 (n=10)
福祉への移行・連携	4
他機関への接続	2
帰住先の環境を整える	2
身分証に準ずる書類の付与	1
児童福祉から障害福祉への移行	1

### 3. 6. 5 職員体制

「職員体制」に関わって専門性の向上が挙げられたが、単に知識をもつだけでなく、少年と関わる際の目的意識や問題意識を今一度見直していくことが課題とされた。「障害を有していることで処遇が大変・手間が必要になる」のではなく、保護観察で行う支援が誰のための支援であるのかを今一度見直していく必要について回答された。

また保護観察官と保護司の連携・役割分担の充実も課題とされた。現在、非行傾向や障害特性などがより困難である事例は保護観察官が直接担当し処遇がおこなわれる場合が多いが、保護司の役割や少年に与える効果をふまえ、「困難な事例ほど保護司に入ってもらわなければならないか」と回答されており、保護観察官と保護司の連携・役割分担の検討が必要である。

表29 職員体制

カテゴリー	コード数 (n=9)
支援者側の認識・理解の向上	4
保護司と観察官の役割分担 (連携)	3
障害に対する職員の知識・専門性の向上	1
困難事例への保護司の導入	1

### 3. 6. 6 本人の自立の課題

社会的自立をめざす際に大きな課題となる金銭面に関しては、「貯金」や「経済的自立」が課題とされた。とくに日雇い労働や現金手渡しによる現金収入では、現金が目の前にあることで、後先を考えずなくなるまで使ってしまうことが経済的自立を阻んでおり、金銭感覚や金銭管理の方法を身に付けていくことが課題である。

表30 本人の自立の課題

カテゴリー	コード数 (n=5)
貯金	2
助けを求めるスキルの獲得	1
自立への意欲	1
経済的自立	1

### 3. 6. 7 施設における課題

更生保護施設や自立準備ホーム職員からの回答では、施設の特徴から「本来は良いところに目を向けることが大切だが、施設は『管理』しようとしてしまう」ところが課題の一つとされた。「最近福祉が入ってきたことで、管理から処遇へと変わってきている傾向もある」が、いずれ更生保護施設等を退所していくことを考えた際の「自律的・自主的」生活の確保が求められた。

表31 施設における課題

カテゴリー	コード数 (n=3)
過度な管理・施設適応の課題 (施設入所の場合)	2
福祉施設への長期入所に伴う対応課題	1

### 3. 6. 8 その他

保護観察以前の段階・時期の課題として「学齢段階での早期介入、教育・支援」(8コード)、また子どもの発達支援全体に関わる地域の課題として「子どもの生活・環境基盤の充実」(2コード)が挙げられた。具体的には、学校の在学期間に問題が指摘されていないことが多い現状や早期の介入が適切に行われなかったことで非行傾向や発達困難が重症化していることが指摘された。

また多様な環境要因により、学習空白や発達機会を奪われてしまいがちな状況をふまえ、無料の学習支援を自治体やNPO団体で開催するなど、そもそもの「子どもの生活・教育基盤の充実」を整えることが大きな課題として挙げられた。

## 4. 考察

### 4. 1 発達支援の観点

本人の困難・ニーズに対する支援では、保護観察所・保護司を中心に丁寧な関わりが行われていることが明らかとなった。その一方で、保護観察以前のより早期段階での適切な介入が届かず、対人不信や身体症状面の困難さ、過度な「不安・緊張・抑うつ・ストレス」等による発達困難が複雑・重症化し「困っている」状況下におかれている少年の姿が多く想定された。

とくに発達障害等の診断・判定を有していないボーダーラインにある少年への支援が行き届いていないことが推察されるが、少年院在院中あるいは保護観察処分決定前において、本人の発達上の課題・困難や支援ニーズを丁寧に明らかにしていくことが求められる。

現代社会の急激な情勢変化のなかで、子どもが安心・安全に生きることができる生活基盤や大人になっていくために不可欠な成長・発達の条件・環境を十分に保障されない状況にあるが（小野川ほか：2016）、本調査でも少年たちが愛着障害・心身症・不適応等の発達の困難を有して、反社会的行動のリスクが高くなった状態にあったことがうかがえる。

竹下（2008）は「子どもの発達は子どもらしさに徹して生きることによって促進され」「行動をどう教えるとかではなくて、気持ちを満たしてあげていねいな対応」の重要性を指摘している。その子どものストレスになっている状態をクリアにしていくなかで能力が伸びていく。

発達上の課題・困難を有する少年の支援において、保護観察官や保護司の果たす役割は大きい。押切（2005）は、経験年数が長い保護司らが「硬軟織り交ぜた面接、地域性をいかした指導・援助、関係機関・団体との連携に力を発揮」しており、「モラルや処遇能力の面で高い水準にある」ことを指摘している。本調査でも、とくに保護司による「本人の話を丁寧に聴く」ことが重要な支援として行われ、少年の発達促進において大きな成果を挙げていた。大人への不信感が強い非行少年も、少年院法務教官・保護観察官・保護司などの「信頼できる大人との出会い」によって大きく変化し、成長・発達していく。

本調査のいくつかの事例においても、本人の抱える不安・緊張・抑うつ・ストレス等について一緒に考えていくという姿勢で丁寧に聴き、「不安の原因の可視化」「問題の共有」「解決方法をともに考えていく」という伴走的発達支援のアプローチが、少年の「安心・信頼」を回復し、指導を受け止めて教育支援の意義を理解できるようになったことで、本人の発達を一気に加速したと推察される取組みが報告された。

保護観察において社会や自立へのコーディネートをしていくうえで、少年の「発達支援」の視点から、「安心・安全」な環境を設定し、少年の「困難・ニーズ」を「発達の可能性」へと「反転・転化」させていくプロセスが重要である。そのためには、少年の処遇にあたる保護観察官・保護司・施設等職員が少年に対する理解や処遇状況の検討を行うことが求められるが、その際に、専門家によるスーパーバイズを含む事例検討会等を実施し、多角的な視点から少年の発達の可能性を探ることが肝要であると考えられる。

機関連携の重要性は自明のことであり、法務省でも連携促進が図られている。少年鑑別所による保護観察処分となった少年への処遇指針の作成（久保・横地：2015）、少年院における在院中の少年を対象とした処遇ケース検討会の実施（2011年度より）、在院中から保護観察官と情報共有を図ること、一定の枠組みで保護観察中の少年に対して少年院教官が相談助言を行うなどの支援に取り組んでいる（名執：2012）。

連携に繋がるひとつの方法として、法務省矯正局（2016）『発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン』の取り組みが着目される。ガイドラインでは「発達上の課題を有する在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るためには、処遇をする側が『発達支援』という視点を持つことが重要である」と述べ、障害名や診断・判定の有無にとらわれず、発達上の課題を有する少年への発達支援が目的とされている。支援にあたっては、①本人の話を聴く、②安全安心な環境をつくる、③職員が専門的な知識を身に付け連携する、④ストレングスモデルに基づく指導を行う（できないところより「できるところ」への着目）、⑤移行支援を行うという5つのポイントが挙げられている（藤原：2016）。

このガイドラインでは、5つの支援ポイントをふまえたうえで、とくに少年の発達上の課題・困難と支援ニーズの把握のために「身体感覚に関するチェックリスト」（全46頁）が設けられている。その実施目的として「発達上の課題を有する在院者の身体感覚や身体症状（身体の不調・不具合）を理解することにより、適切

な指導・支援の実施に資するとともに、在院者の不安やストレスの軽減を図る」ことが挙げられている（「身体感覚に関するチェックリスト」は東京学芸大学高橋智研究室の身体感覚・運動や身体症状等の発達障害当事者調査研究の成果をもとに作成された。高橋・増淵：2008, 高橋・石川・田部：2011, 高橋・田部・石川：2012, 高橋・井戸・田部ほか：2014, 高橋・斎藤・田部ほか：2015など）。

発達障害等の発達上の課題を有する少年の社会的自立や地域移行の支援においても、ガイドラインに示された当事者性や発達支援の視点が不可欠と考えられる。

#### 4. 2 教育機会・発達機会の保障

大人への不信感が強い非行少年は、少年院の法務教官・保護観察官・保護司などの「信頼できる大人との出会い」によって大きく変化し、成長・発達していく。発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年院在院者への面接法調査からも、入院前に見られた発達上の課題・困難が少年院における安定した規則正しい生活環境の保障（食事、睡眠、生活リズム、保健衛生など）とともに、法務教官等からの丁寧な関わりや信頼の形成を通して大きく調整され、減少し、表面化しなくなっていることが明らかとなった（内藤・小山・佐野・田部・高橋：2017）。

一方で、発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年にとっては、就労・社会的自立までに学校・教育機関で教科学習や対人関係、基本的な生活スキル等について、多様な集団活動やインターンシップの経験を通して身につけていくことが不可欠である。そのために、少年院等の出院後の重要な進路として、高校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程等の後期中等教育あるいは継続教育・職業教育・高等教育（専修学校専門課程、職業訓練校、職業能力開発校、短大・大学）への進学が望まれ、受入先の確保を始め、教育・支援の機会をいかに保障していくのが焦眉の課題とされた（高橋・内藤・法務省矯正局少年矯正課：2016）。

少年院からの移行支援・進路指導の点でも、特に修学の側面の課題は大きく、そのことは保護観察においても同様の状況が推察される。例えば、生島・十河（2002）が実施した保護司アンケートでは、学校との情報交換の必要性を回答者の8割が感じているものの、学校側の受け入れは家庭裁判所で保護観察処分となったケースは3割が協力的だが、少年院に入るまでに非行性が進んだ少年については「協力的でない」「あまり協力的でない」が27%であることが報告されている。これは学校の更生保護に対する認識・理解が不十分であり、修学支援への困難さに繋がっていると考えられる。

発達障害の有無にかかわらず、非行少年の多くが義務教育段階での嫌な体験から学校に対する大きな不信感や劣等感を有する一方で、「もっとよくなりしたい」「できるようになりたい」「いろいろなことを知りたい」気持ちを持っている。就労に向けて最低でも高卒資格を有するべきということだけでなく、少年の発達保障においては、学校教育・教育機関への移行支援は当面する重要課題である。

そのためには、少年鑑別所・少年院・保護観察所等（法務省）と学校教育（文部科学省）が保護観察対象少年に関して具体的に連携を図りながら、学校教育へと繋げていく取組みを進めていくことが強く求められている。

### 5. おわりに

本研究では、全国の保護観察所職員・更生保護施設職員・自立準備ホーム職員・保護司への調査を通して、発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年が社会的自立・地域移行をするうえで抱える困難・支援ニーズの実態を検討し、社会的自立・地域移行、再非行防止に向けた課題を明らかにしてきた。

保護観察官および保護司からの回答では、保護観察官と保護司が連携を図りながら丁寧に少年に関わるなかで、少年との関係を築いていることが回答された。とくに保護司との関わりにおいては、地域で共に生活する「祖父母的、父母的」役割が少年にとって重要な役割を有していることが明らかとなった。本人が「困っている」タイミングで適切に介入をすることが重要であり、少年の発達課題・困難をプラスの特性へとどのように「反転」させていくかがポイントである。保護司・保護観察官のように、本人だけに「責め」を求めない「善なる大人」との出会いのなかで少年は大きく成長発達していく。

本調査で挙げられた事例は20歳代までの若者だけではなく、一部それ以降の成人の状況も回答されている。法務総合研究所研究部（2017）の報告でも知的障害・精神障害を有する成人受刑者の増加が報告されている

内藤, 他: 発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の地域移行・定着の実態と支援に関する調査研究

が, それらの動向をふまえても, いかに早期の介入・支援と二次的障害の予防が重要であることをあらためて確認することができた。このことは法務省の矯正教育・保護観察だけの問題ではなく, 学校教育(文部科学省)や福祉・就労(厚生労働省)との連携・協働が当面する課題といえる。

本調査を通して, 「困難ばかりに目が向きがちであった」保護観察官・保護司の方々が, 「発達支援」という新たな観点で少年を捉え直すきっかけとなった様子もうかがえた。そのことから, 発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の個性をふまえた保護観察, 矯正教育, 特別支援教育の関係者での事例検討を丁寧に重ねていくことが, 今後の方向性や検討課題として考えられる。

## 附 記

本研究で用いたデータは, 法務省保護局の後援・協力により実施した『発達障害等の発達困難を有する非行少年の社会的自立・地域移行の実態と支援に関する調査—全国の保護観察官・更生保護施設職員・自立準備ホーム職員・保護司調査を通して—』によって得られたものである。本調査研究の遂行に際して, 多大なご協力・ご支援をいただいた法務省保護局観察課および保護観察所等の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。また本調査研究は, 公益財団法人三菱財団「第46回(平成27年度)三菱財団社会福祉事業・研究助成」(高橋), 公益財団法人ユニバーサル財団「2015(平成27)年度研究助成」(高橋), 平成29年度科研費基盤研究(C)(高橋), 財団法人日本科学協会「平成27年度笹川科学研究助成」(内藤), 公益財団法人マツダ財団「第31回(2015年度)マツダ研究助成—青少年健全育成関係—」(内藤), 公益財団法人みずほ福祉助成財団「平成27年度社会福祉助成金」(内藤), 公益財団法人松下幸之助記念財団「2016年度研究助成(人文科学・社会科学領域)」(内藤), 平成29年度科研費若手研究(B)(内藤)による研究助成の成果の一部である。

## 文 献

- 衛藤文徳(2006)竹原君の保護観察660日,『更生保護』57(3)。
- 藤沢彦一郎(2012)知的障害を持つ5号観察対象者の処遇,『更生保護』63(10)。
- 藤原尚子(2016)「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」について,『刑政』127(6)。
- 法務省(2016)「犯罪白書平成28年版」。
- 法務省矯正局(2016)『発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン』
- 法務総合研究所研究部(2017)高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究,『法務総合研究所研究部報告』56。
- 出野美那子(2007)子どもの心理社会的不適応に関する文献的研究:1.不適応の状態像について,『生老病死の行動科学』12。
- 一般社団法人よりそいネットおおさか(2014)『更生保護施設および更生保護施設入所者・退所者の実態に関する調査報告書』。
- 久保勉・横地環(2015)「甲府モデル」—少年鑑別所と保護観察所の連携—,『更生保護』66(4)。
- 神野美雪(2011)逸脱行動が示すサインを支援につなげる—小学校でできること・現状報告,『LD研究』20(1)。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智(2013)自立に困難を抱える発達障害青年の実態と支援の課題—全国自立援助ホーム職員調査を通して—,『SNEジャーナル』19(1)。
- 内藤千尋・高橋智・法務省矯正局少年矯正課(2015)少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究—全国少年院職員調査を通して—,『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』66。
- 内藤千尋・田部絢子・石川衣紀・高橋智(2016)北欧における非行少年の発達支援の動向—スウェーデンの国立触法少年教育施設の取り組みから—,『刑政』127(4)。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智(2016)発達に困難を抱える子どもの非行(虞犯・触法・犯罪)の実態と支援の課題—少年鑑別所・少年院の職員への全国調査から—,『発達研究』30,公益財団法人発達科学研究教育センター。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智(2016)発達障害等の発達困難をかかえ特別な配慮を要する非行少年の実態と支援の課題—全国少年鑑別所職員調査から—,『SNEジャーナル』22(1)。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智(2016)少年非行における発達障害問題と地域発達支援に関する研究—少年鑑別所調査を中心に—,『FERI未来教育研究所紀要』4。
- 内藤千尋・高橋智(2017)北欧における非行・薬物依存・犯罪を有する青少年の発達支援の動向—スウェーデン・デンマーク

の当事者支援を中心に、『矯正教育研究』62。

内藤千尋・小山定明・佐野雅之・田部絢子・高橋智 (2017) 少年院における発達上の課題を有する少年の困難・ニーズと発達支援の課題—支援教育課程Ⅲ (N3) 在院者への面接法調査を通して—、『日本矯正教育学会第53回大会発表論文集』。

名執雅子 (2012) 更生保護との協同に向けた少年矯正の取組、『更生保護』63 (2)。

小野川文字・田部絢子・内藤千尋・高橋智 (2016) 子どもの「貧困」における多様な心身の発達困難と支援の課題、『公衆衛生』80 (7)。

押切久遠 (2005) 「保護司の活動実態と意識に関する調査」の結果から、『犯罪と非行』145。

生島浩・十河民世 (2002) 非行問題における学校臨床と地域との連携—学校と保護司との連携活動調査報告を中心に—、『福島大学教育学部実践研究紀要』43。

生島浩・北川美香・安部大嗣ほか (2013) 発達障害のある対象者の保護観察、『更生保護学研究』2。

高橋智 (2014) 矯正教育と特別支援教育の連携・協働の課題—全国少年院発達障害調査 (法務省矯正局少年矯正課との共同研究) を通して—、『矯正教育研究』59。

高橋智・増渕美穂 (2008) アスペルガー症候群・高機能自閉症における「感覚過敏・鈍麻」の実態と支援に関する研究—本人へのニーズ調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系』59。

高橋智・石川衣紀・田部絢子 (2011) 本人調査からみた発達障害者の「身体症状 (身体の不調・不具合)」の検討、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』62。

高橋智・田部絢子・石川衣紀 (2012) 発達障害の身体問題 (感覚情報調整処理・身体症状・身体運動) の諸相—発達障害の当事者調査から—、『障害者問題研究』40 (1)。

高橋智・内藤千尋・田部絢子 (2012) 児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設職員調査から—、『SNE ジャーナル』18 (1)。

高橋智・井戸綾香・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋 (2014) 発達障害と「身体の動きにくさ」の困難・ニーズ—発達障害の本人調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』65。

高橋智・斎藤史子・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋 (2015) 発達障害者の「食」の困難・ニーズに関する研究—発達障害の本人調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』66。

高橋智・内藤千尋・法務省矯正局少年矯正課 (2016) 『全国の少年院・少年鑑別所における発達障害等の発達困難を有する少年の実態と支援に関する調査研究報告書』。

高橋智・生方歩未 (2008) 発達障害の本人調査からみた学校不適應の実態、『SNE ジャーナル』14 (1)。

竹本弥生・青野路子・三枝あゆみ・田部絢子・内藤千尋・高橋智 (2016) 「多様な困難を抱える高校」における特別支援教育の課題—卒業生・保護者・教師の面接法調査を通して—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』67。

竹下三隆 (2008) 非行少年や犯罪者から学ぶ子ども時代に大切なこと, 「第3回京都学園大学臨床心理学セミナー」

横谷祐輔・田部絢子・内藤千尋・高橋智 (2012) 児童養護施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—児童養護施設の職員調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系』63。

発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の  
地域移行・定着の実態と支援に関する調査研究

—— 全国の保護観察所・更生保護施設・保護司等の調査から ——

Study on the Situations and Challenges in Social Independence and Support  
of Local Shift of Children and Youth with Juvenile Delinquents and  
Developmental Disabilities:

Nation-Wide Surveys to Probation Officers, Staff in Offenders Rehabilitation  
Facilities and Volunteer Probation Officers

内藤 千尋\*<sup>1</sup>・田部 絢子\*<sup>2</sup>・高橋 智\*<sup>3</sup>

Chihiro NAITOH, Ayako TABE and Satoru TAKAHASHI

特別ニーズ教育分野

Abstract

The purpose of this study was to clarify situations and challenges to social independence and support of local shift of children and youth with juvenile delinquents and developmental disabilities through nation-wide surveys to probation officers, volunteer probation officers, and staff in offenders rehabilitation facilities. The period of this survey was from July 2016 to January 2017. Responses were obtained from total 70 peoples.

Probation officers and volunteer probation officers planned cooperation and were concerned children and youth with juvenile delinquents carefully and were replied building the relations with children and youth. It was revealed that the role of “the parents or the grandparents” of the probation officer in particular had a big influence on children and youth with juvenile delinquents. It was important that volunteer probation officers intervened appropriately in the timing when children and youth with juvenile delinquents were troubled and was a point how volunteer probation officers reversed the development difficulties of children and youth with juvenile delinquents in positive characteristics. Children and youth with juvenile delinquents will greatly grow up and develop in the encounter with “adult named the good” like probation officers and volunteer probation officers.

Through this investigation, we were able to confirm it how the prevention of secondary obstacle by early interventions and supports was important. It may be said that this is the problem of cooperation and collaboration with school education and the welfare not only correction education and probation.

**Keywords:** Developmental Disabilities, Children and Youth with Juvenile Delinquents, Probation Office, Offender Rehabilitation Facility, Volunteer Probation Officer

---

\*1 Matsumoto University (2095-1 Niimura, Matsumoto-shi, Nagano, 390-1295, Japan) / United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

\*2 Osaka University of Health and Sport Sciences (1-1 Asashirodai, Kumatori-cho, Sennan-gun, Osaka, 590-0496, Japan)

\*3 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

**要旨:** 本稿では、全国の保護観察所職員・更生保護施設職員・自立準備ホーム職員・保護司への調査を通して、発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年が地域移行をするうえで抱える困難・支援ニーズの実態を検討し、地域移行・再非行防止に向けた課題を明らかにしてきた。

調査項目は、①「生活環境の調整（特別調整含む）における困難・ニーズ」、②「発達上の課題・困難を有する保護観察処分少年および少年院仮退院者等（20歳代の保護観察対象者を含む）の困難・ニーズと支援状況（困難・ニーズ、支援内容、専門性の確保）」、③「関係機関連携（矯正施設、更生保護施設、自立準備ホーム、保護司、学校・地域、地域生活定着支援センター、その他の関係機関等）の具体的な内容」、④「発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年への社地域移行の支援の課題」を設定した。調査期間は2016年7月～2017年1月、調査は全43回実施され、延べ70名（内訳：保護観察官31名、保護司19名、更生保護施設職員10名、自立準備ホーム職員9名、その他1名）から回答を得た。

保護観察官および保護司からの回答では、保護観察官と保護司が連携を図りながら丁寧に少年に関わるなかで、少年との関係を築いていることが回答された。とくに保護司との関わりにおいては、地域で共に生活する「祖父母的、父母的」役割が少年にとって重要な役割を有していることが明らかとなった。本人が「困っている」タイミングで適切に介入をすることが重要であり、少年の発達困難・課題をプラスの特性へとどのように「反転・転化」させていくかがポイントである。保護司・保護観察官のように、本人だけに「責め」を求めない「善なる大人」との出会いのなかで少年は大きく成長発達していく。

本調査で挙げられた事例は20歳代までの若者だけではなく、一部それ以降の成人の状況も回答されているが、いかに早期の介入・支援と二次的障害の予防が重要であることをあらためて確認することができた。このことは法務省の矯正教育・保護観察だけの問題ではなく、学校教育（文部科学省）や福祉・就労（厚生労働省）との連携・協働が当面する課題といえる。

**キーワード:** 発達障害, 非行少年, 保護観察所, 更生保護施設, 保護司